

収蔵品の画像利用について

公益財団法人前田育徳会が所蔵する収蔵品の画像を利用する場合は、下記の利用条件等を遵守いただくことが前提となります。必ずご確認のうえ、申込書を作成下さい。(翻刻(活字化)掲載をご希望の方は「収蔵品の翻刻掲載について」を参照下さい。)

【利用許可の対象者】

本会は、利用条件等を遵守する次のような利用希望者に利用を許可する。

- ①利用希望者が、本会が定める定款等を遵守しない等の問題がないこと。
- ②利用者希望が、本会の定める手続を踏むこと。

【利用条件】

本会は、次の条件により、収蔵品の画像利用を許可する。

なお、利用条件に違反した場合、本会は今後の申し込みに対して画像利用を許可しない。

- ①利用許諾は、非独占的な利用権とし、画像利用承諾書に記載した利用者、利用目的、利用回数、利用期間、利用方法等に限定する。承諾書中の利用内容に変更が生じる場合は、変更前に必ず本会の許諾を得ること。
- ②公序良俗に反する目的、その他違法な目的、収蔵品のイメージを傷つけるような利用は出来ない。
- ③個人のプライバシーや人権を著しく侵害するおそれのある収蔵品の画像利用は出来ない。
- ④本会が指定する期日までに、振込手数料を含む利用料等を支払うこと。
- ⑤画像を利用した成果物は、完成次第すみやかに提出すること。
- ⑥画像に本会が所蔵する収蔵品であること、および本会の許可無く画像を複製することを禁止する旨を明示すること。なお、インターネット等へ利用する場合は、利用画像が第三者へ容易に拡散しないよう努めること。
- ⑦画像の貸し出しを希望する者は、画像貸出条件を遵守すること。
- ⑧画像データ、中間生成物等は厳重に管理し、利用後はすみやかに消去または廃棄すること。
- ⑨キャプションおよび説明等は、十分確認のうえ記載すること。万一、キャプションや説明等に係る問題が生じた場合は、利用者の責任において解決すること。
- ⑩再版、改訂、増補、再放送、二次使用等、利用後にふたたび画像利用を希望する場合は、あらためて申請し本会の許諾を得ること。
- ⑪上記のほか、利用内容に応じて定める利用条件を遵守すること。
- ⑫承諾書に記載する内容の範囲を超えて利用した場合、または利用条件に違反した場合は、利用許諾を取り消し、利用を差し止める。これにより損害が生じた場合は、生じた損害を利用者が賠償する。

以上

【提出の際の注意事項】

- ①お申し込み内容1件につき、1通の申込書の提出が必要となります。
例) 収蔵品 A を書籍 a (机上版) と書籍 a' (普及版) に利用。→ 2 通の申込書を提出。
収蔵品 B を研究雑誌 b と WEB 版研究雑誌 b' に利用。→ 2 通の申込書を提出。
収蔵品 C を番組 c と再放送番組 c' とオンデマンド番組 c'' に利用。→ 3 通の申込書を提出。
- ②画像利用申込書は、用途により「書籍等」「映像等」「ネット等」の3種あります。申込書はコピー可能です。その際は、画像利用条件も必ずコピーし、申込書に添えてお申し込み下さい。
- ③画像貸出をご希望の方は、画像借用書を作成のうえ(必ず画像貸出条件をご確認ください)、申込書に添付して下さい。
- ④申し込みは、郵送で受け付けます。ファックス・メールでは受け付けません。
- ⑤利用料は、利用する収蔵品および利用方法等により異なります。
- ⑥承認および画像入手までにかかる時間は「画像利用の手続きについて」をご参照下さい。

*手続きについてご不明点がありましたらお問い合わせ下さい。

〒153-0041 目黒区駒場4-3-55 電話 03-3467-0263

公益財団法人前田育徳会(担当:加藤)